

2008. 1

Law Office YODOYABASHI

No.9



好日

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp



裁判員制度が、平成21年からスタートします。マスコミ等でも多く取り上げられ、官公庁にはたくさんの方のポスターが貼られていますから、その事実自体は皆さんもよくご存知だと思います。

裁判員制度に関しては、一般的には以下のような説明がなされているのではないのでしょうか。

『裁判員制度とは、国民の皆さんから選ばれた裁判員が(…①)、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し(…②、③)、証拠を見聞きし、裁判官と対等に議論して(…④)、被告人が有罪か無罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするのかを裁判官と一緒に判断する(…⑤)制度です。』

いくつか疑問を感じるところがあるのではないかと思います。

Q.1 裁判員に選ばれる過程はどのようなものか (含、選ばれる確率)。

(1) 裁判員候補者名簿の作成

衆議院選挙の有権者名簿の中から、翌年1年間の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、各地方裁判所ごとに候補者名簿を作ります。この時点で通知がありますが、裁判員に選ばれたわけではありません。

(2) 裁判員候補者の裁判所への呼出 (1年間で約300~600人に1人の確率)

裁判員対象事件(Q2参照)が起ると、上記裁判員候補者の中から、くじでその事件の裁判員候補者を選び(約50~100人)、呼出状を送ります。この呼出状に辞退事由が書いてあり、該当するものがあればその旨を示して、裁判所に送り返せばよいのです。

※ 候補者選任の呼出に対し、何の返事もなく出頭しない場合等には、過剰の制裁があります。

(3) 裁判員の決定 (1年間に約4000人に1人の確率)

以上の手続を経て、呼び出された候補者は、当日、担当の裁判官、検察官、弁護士と面接し、それによる絞込みと、再度のくじにより、そのうち6人が裁判員に任命され、すぐさま審理に移ります。選ばれなかった残りの人は解散となります(事前に誰が裁判員になるかを特定できないようにする意味があります)。

※ 裁判員選任を装った詐欺などの悪質行為には、十分注意してください。

Q.2 すべての刑事裁判に参加するのが。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」が定める重大犯罪のみです。

例えば、殺人、強盗致死傷、現住建造物放火、傷害致死、強姦致死傷などです。このような重大犯罪の発生件数は、年間3000件を越えています。

Q.3 選ばれたら何日間くらい拘束されるのが。

犯罪事実と争いのない事件(いわゆる「自白事件」)であれば、1日で終わることもあります(長くても2日、と言われていました)。しかし、争いのある事件(「否認事件」といいます)であればそういうわけにもいきません。2日間以上かかる場合も十分ありえます。なお、裁判員としての活動を理由に、使用者が労働者を不利益に扱うことは禁止されています。

※ 裁判員制度対象事件の自白事件と否認事件の割合はおおよそ2対1くらいです(平成17年のデータ)。

Q.4 法律的な知識がなくても大丈夫なのが。

基本的に何の問題もありません。「事実の有無(例えば、ある証人の言っていることが信用できるかなど)」と「量刑(有罪にするとして刑期をどうするか)」しか判断しません。分からない点は、質問すれば裁判官は丁寧に教えてくれるはずですし、過去の類似事件の資料等を提示してくれることもあるでしょう。

Q.5 裁判官との評議はどのように行われるのが。

裁判員制度では、裁判員は6人、裁判官が3人ですから、9人で互いの意見を言い合います。意見が分かれた場合には、9人が平等に1票を持つ多数決となります。また、法廷での審理(証人尋問など)とは異なり、非公開で行われます。各裁判員は評議の内容につき守秘義務を負いますので(刑罰の制裁あり)、あなたの意見が公開されることはありません。隠することなく、率直に意見を言って問題ありません。

※ 多数決の方法ですが、有罪と無罪の場合とで少し異なります。有罪にする場合には、単純な多数決とは異なり、少なくとも裁判官1人(及び裁判員1人)の有罪意見が必要です。逆に無罪の場合は、裁判員だけの多数意見でも無罪になります。



法律事務所からのアドバイス

第8回 車両運転に関する法律の改正



平成19年に道路交通法及び刑法の交通事故に関する部分についての改正があり、すでに施行（道交法については9月19日、刑法については6月12日）されています。

飲酒運転に対する社会の評価を踏まえ、厳罰化及び処罰範囲の拡大が図られています。自動車等を運転するにあたって、下記の点をしっかりと理解しておくべきでしょう。

1. 道路交通法改正のポイント

「飲酒運転」の罰則の強化

- ・酒酔い運転（65条1項、117条の2）
旧：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
新：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転（65条1項、117条の4）
旧：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
新：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

刑罰対象範囲の拡大

- ・車両提供の禁止（65条2項、117条の2）
提供された運転者が
 - ・酒酔い運転した場合 … 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ・酒気帯び運転した場合 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

あなたが、飲酒運転をしなくても、お酒を飲んだ人にあなたの車を貸すだけで罰せられる！
ということですから、十分注意する必要があります。

- ・酒類提供の禁止（65条2項、117条の2の2、3）
提供された運転者が
 - ・酒酔い運転した場合 … 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ・酒気帯び運転した場合 … 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

飲食業を営む方でなくとも、例えば自宅を訪れた友人に一杯振る舞うということはあるでしょう。しかし、その友人が車を運転して帰れば、あなたにも刑罰が……。

- ・同乗の禁止（65条4項、117条の2の2及び3の2）
運転者が酒酔い運転の場合
→（同乗者に）3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒酔い又は酒気帯び運転の場合
→（同乗者に）2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

・その他

「飲酒検知拒否（警察の検知に協力しないこと）」に関する罰則も、従来罰金刑のみであったのが、懲役刑（3ヶ月以下）を科すことも可能となっています（67条、118条の2）。

「救護義務違反（いわゆるひき逃げ）」に関しても刑の上限が5年から10年に引き上げられています（72条1項、117条1項）。ちなみに、あなたに過失のない事故でも救護義務は発生します。

みなさんもマスコミ等の報道でご存知かと思いますが、このように自分は素面でも運転者が飲酒しているだけで罰せられます。

2. 刑法改正のポイント

○ 自動車運転致死傷罪の新設

自動車を運転していて不注意により人を死傷させた場合、刑法211条2項により、自動車運転過失致死傷罪となり、上限は7年の懲役です。従来は業務上過失致死傷罪（上限5年）であったため、比較すると刑が引き上げられたのと同じです。

○ 危険運転致死傷罪の改正

上限20年の懲役刑となる非常に重い罪（刑法208条の2）です。従来は4輪自動車のみが対象でしたが、改正により自動2輪や原付もその対象となっています。

淀屋橋法律事務所のNew Face



昨年10月から、新たに2名の弁護士が当事務所に参加しました。
この誌面をおかりして、簡単に自己紹介をさせていただきます。



松 葉 健	名 前	高 野 史 恵
昭和53年(1978年)	生まれ年	昭和55年(1980年)
同志社香里高校	出身高校	滋賀県立彦根東高校
同志社大学	出身大学	京都大学

フルマラソンを3時間で完走をしたこと。 ちなみに、そのあと、無理が祟って3日間ほど寝込んでしまいました。	自 慢	らくだに乗ったことがある。
友人の結婚式で、笑いあり感動ありのスピーチをすること。	やってみたいこと	子育て。
人に感動を与えられるような歌声。	欲しいもの	仕事道具が全て入るほど大きくて、かつかわいいカバン。
まだまだ未熟者ではありますが、皆様の信頼を得ることができるよう、誠実な態度で日々の職務に取り組み、弁護士としての責務を果たしていきたいと思っております。	抱 負	依頼者の方に満足していただける仕事をする弁護士になりたいです。 そのために「毎日一つ以上新しいことを吸収する」ということを目の前の目標として、地道に一步步進んでいきたいと思っております。

あけましておめでとうございます

旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
本年も変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。

平成20年 1 月

淀屋橋法律事務所

弁護士 山 本 寅之助	弁護士 芝 康 司	弁護士 藤 井 勲
弁護士 山 本 彼一郎	弁護士 泉 薫	弁護士 阿 部 清 司
弁護士 出 口 みどり	弁護士 奥 田 直 之	弁護士 安 田 正 俊
弁護士 井 上 敏 志	弁護士 今 井 佐和子	弁護士 西 野 航 子
弁護士 山 口 崇	弁護士 西 川 暢 春	弁護士 井 川 慶 子
弁護士 高 野 史 恵	弁護士 松 葉 健	事 務 局 一 同

表紙の写真

美しいものを写真に撮りたいといつも思います。舞妓さんは絶好の被写体です。機会があると、いそいそと出掛けていくのですが、なかなか収穫は得られません。
(芝)